

～千葉市内で飲食店を営業する事業者の皆様へ～



# 千葉市飲食店冬季感染症対策支援金のご案内

「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」に登録している飲食店に対し、冬季ならではの感染症対策に要した経費相当額を10万円を上限に支援をします。

## 支援対象者

「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」登録店舗で登録した店舗の業種が **接待を伴わない飲食店** 又は **接待を伴う飲食店**

※必要な営業許可を取得していることが条件となります。

※申請期間内に新たに宣言を取得した事業者も対象となります。

※「千葉市新型コロナ感染症対策取組宣言の店」については市ホームページをご確認ください。  
[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona\\_sengenomise.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona_sengenomise.html)



## 申請受付期間

令和2年 **12月18日**(金)～令和**3年1月31日**(日)

※オンライン申請は令和2年12月18日(金)10時から申請可能です。

※この期間に申請されないと支援金を受けることができませんので、ご注意ください。

※申請は1事業所につき1回限りとなります。

## 支援金額

令和2年10月以降に感染症対策に要した経費相当額【対象品目例は裏面参照】  
**1事業所あたり最大10万円**（指定口座へお振り込みします）

※千円未満は切り捨て

## 申請方法

**オンライン申請** 又は **郵送申請** にて受付します。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、**対面窓口の設置はありません**。

※郵送申請の場合、令和3年1月31日(日)の消印有効。

## 申請窓口

オンライン申請



<https://amarys-jtb.jp/chiba-toki/>



郵送申請窓口（郵送先）



〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階

千葉市飲食店冬季感染症対策支援金事務局 宛て

## 申請書類

- ・市役所本庁舎及び各区役所に配置しています。
- ・以下の市ホームページからもダウンロードが可能です。

URL：<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/inshoku-toki.html>



お問い合わせ先

千葉市飲食店冬季感染症対策支援金事務局



043-202-1826

受付時間：8:30～17:30（1/30(土)、31(日)を除く 土・日・祝日、及び 12/29～1/3 はお休み）

# 支援対象経費例

分野	対象品目
飛沫感染予防対策	アクリル板
	ビニールカーテン
	防護スクリーン
	パーテーション（パーティション）
	フロアマーカ
接触感染予防対策	非接触体温計
	サーモカメラ
	コイントレイ
	非接触ドアオープナー
	非接触蛇口
	非接触ソープディスペンサー
	非接触消毒液ディスペンサー
	足踏み式消毒液スタンド
	セルフレジ
	自動券売機
換気による感染予防対策	換気扇
	サーキュレーター
	空気清浄機
	加湿器
	二酸化炭素濃度測定器
その他、上記3分野に該当する感染予防対策に係る設備・備品	

※令和2年10月1日以降に購入した物に限ります。

※設置費、送料、消費税も含まれます。

※マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹼などの消耗品は対象外。

※エアコンは対象外。